

医療機関等を受診された被災者の方々へ

医療保険課

TEL 20-3024

◎ 以下の方については、引き続き、医療機関等での窓口負担は免除となります。

1. 免除を受けることができる対象者と有効期限

| 対象者 | 有効期限 |
|--|------------------------------|
| (1) 帰還困難区域等の方 | 令和7年2月28日まで |
| (2) 旧避難指示区域等(※1)の方 | 令和6年7月31日まで ◆上位所得層は除く(※2) |
| (3) 令和5年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域の上位所得層の方 | 令和6年9月30日まで |
| (4) 避難指示区域等の対象(※3)以外の方及び(2)の上位所得層で免除対象外となった方で、震災により被災された方(震災による住宅の全半壊など) | 令和7年3月31日まで |

(※1)「旧避難指示区域等」とは、平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等(特定避難勧奨地点を含む)、平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等(田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点)、平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域(楡葉町の一部)、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等(葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部)、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等(双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部)の区域等、令和4年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域(葛尾村の一部、大熊町の一部及び双葉町の一部)の区域及び令和5年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域(飯館村の一部及び富岡町の一部)の区域をいう。

(※2)「上位所得層」とは、

①国民健康保険については、世帯に属する国民健康保険の被保険者について、国民健康保険法施行令第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が、600万円を超える世帯。

②後期高齢者医療制度については、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600万円を超える世帯。

(※3)「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点の4つの区域等をいう(いずれも、解除・再編された場合を含む)。

2. 窓口免除を受けるための手続き

- 窓口負担の免除を受けるためには、有効期限が切れていない免除証明書を窓口で提示する必要があります。
- 免除証明書が手元に届いていない場合など、窓口で提示できなかったことがやむを得ないと認められるときは、ご加入の医療保険の保険者に申請を行うことにより、支払った額の還付を受けることができます。

(注) 上記免除証明書は、ご加入の医療保険の保険者から送付されますが、お手元に届かない場合は、ご加入の医療保険の保険者にお問い合わせください。

免除証明書に関してご不明な点があれば、
ご加入の医療保険の保険者へお問い合わせください。